高知県地域肉豚生産者積立金造成事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号）第24条の規定に基づき、高知県地域肉豚生産者積立金造成事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的及び補助対象事業）

第２条 県は、地域肉豚生産者積立金造成事業を推進するため、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人又は、県の全部の区域をその地区とする農業協同組合連合会若しくは県内に従たる事務所を有する全国の区域を地区とする農業協同組合連合会（以下「県団体」という。）が行う養豚経営安定対策事業に係る肉豚の収益性悪化時補てん事業の養豚経営安定基金（以下「地域基金」という。）の造成に要する経費に対し、予算の範囲内で補助する。

（補助率及び補助額の範囲）

第３条 前条に規定する補助対象事業(以下「補助事業」という。)の補助率は、肉豚１頭当たりの地域基金（以下「積立金単価」という。）の額の２分の１以内とし、毎年度の契約肉豚の頭数のうち補助対象頭数を乗じて得た額とする。

（補助金の交付の申請）

第４条 県団体は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を知事に１通提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第５条　知事は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該交付の申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定(契約の承諾の決定を含む。以下同じ。)をするものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号のいずれかに該当すると認めるときを除く。

　（１）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。

　（２）暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。

　 （３）その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。

　（４）暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。

　（５）暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。

　（６）暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。

　（７）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

　（８）業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

　（９）その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

　（10）その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（補助事業の変更等）

第６条 県団体は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第２号様式による変更承認申請書を知事に１通提出し、知事の承認を受けなければならない。

　（１）補助事業の内容を著しく変更する場合

（２）補助金額が増額となる場合

　（３）補助金額を20パーセントを超えて減額する場合

　（４）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（補助金の概算払の請求）

第７条 県団体は、補助金の概算払を請求しようとする場合は、別記第３号様式による補助金概算払請求書１通を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第８条 県団体は、当該年度の積立金造成の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに、別記第４号様式による実績報告書を１通知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の４月15日までに提出しなければならない。

（補助金の交付の決定の取消し）

第９条　知事は、補助事業者（間接補助事業者を含む。）が第５条各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金額の確定）

第10条　知事は、第８条の規定による実績報告を受けた場合は、実績報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金額を確定し、当該県団体に通知するものとする。

（地域基金管理状況等の報告）

第11条 県団体は、毎年度、翌年度の４月30日までに別記第５号様式による地域基金管理状況報告書を１通知事に提出しなければならない。

（補助金の経理等）

第12条　県団体は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保管しなければならない。

（グリーン購入）

第13条　県団体は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（業務対象年間終了時の地域基金の取扱い）

第14条　業務対象年間終了時において地域基金に県補助金分の残額が生じた場合は、その取扱いについては、知事が別途指示するものとする。

（情報の開示）

第15条　補助事業及び県団体に関して、高知県情報公開条例(平成２年高知県条例第１号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

１　この要綱は平成10年10月31日から施行し、平成10年度から平成12年度まで適用する。

２　この要綱は、平成29年５月31日限り効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第９条、第12条及び第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

１　この要綱は平成13年４月１日から適用する。

附則

１　この要綱は平成16年４月１日から適用する。

附則

１　この要綱は平成19年４月１日から適用する。

附則

１　この要綱は平成20年10月15日から施行し、平成20年度から適用する。

附則

１　この要綱は平成22年５月31日から施行し、平成22年度から適用する。

附則

１　この要綱は平成23年５月23日から施行し、平成23年度から適用する。

附則

１　この要綱は、平成26年４月16日から施行し、平成26年度から適用する。